

社会福祉法人志布志市社会福祉協議会定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人志布志市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第48条の規定により、本会の法人運営について必要な事項を定めるものとする。

第2章 評議員会

(報告事項)

第2条 評議員会へ報告すべき本会の業務は次のとおりとする。

- (1) 監事の監査結果
- (2) その他評議員から報告を求められた事項

(評議員会の招集)

第3条 会長は、評議員会を開催するときは、書面又は電磁的方法をもって招集日3日前までに各評議員に通知するものとする。

- 2 前項の書面には、提出議案書及び報告案件書を添付するものとする。

(関係者の出席)

第4条 議長は、必要あるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

(議事録)

第5条 議長は、議事録の正確を期するため適当と認める職員に評議員会の議事の経過及び結果を記録させることができる。

- 2 議事録は、提出議案書及び報告案件書を添付して保存するものとする。
- 3 議事録は主たる事務所は評議員会の日から10年間、備え置かなければならない。

第3章 評議員の選任

(選任手続)

第6条 評議員選任・解任委員会において選任された次期評議員となるべき者は、就任承諾書を会長あてに提出しなければならない。

- 2 会長は、次期評議員となるべき者が法令等で定める欠格事項に該当していないかを確認するため、事前に履歴書を徴するものとする。
- 3 会長は、前項の確認を行った後に、次期評議員となるべき者に対し委嘱状を交付するものとする。

(中途退任)

第7条 評議員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ会長に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充)

第8条 評議員の欠員補充については、第6条の規定を準用する。

(評議員名簿)

第9条 会長は、評議員選任後速やかに評議員名簿を作成し、これを保存しておかなければならない。

第4章 理事会

(決議事項)

第10条 理事会は、次の事項について決議する。

- (1) 会長及び副会長の選定及び解職
- (2) 評議員会の日時及び場所並びに議題、議案の決定
- (3) 重要な財産の処分及び譲受け
- (4) 多額の借財
- (5) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (6) 計算書類及び事業報告等の承認
- (7) その他の重要な業務執行の決定

(報告事項)

第11条 理事会へ報告すべき本会の業務は次のとおりとする。

- (1) 監事の監査結果
- (2) 監督官庁が実施した検査又は調査の結果（改善指示がある場合は、その改善状況）
- (3) 本会定款第27条の規定により会長が専決した事項
- (4) その他役員から報告を求められた事項

(理事会の招集)

第12条 会長は、理事会を開催するときは、書面又は電磁的方法をもって招集日3日前までに各理事に通知するものとする。

2 前項の書面には、提出議案書及び報告案件書を添付するものとする。

(関係者の出席)

第13条 議長は、必要あるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

(議事録)

第14条 議長は、議事録の正確を期するため適当と認める職員に理事会の議事の経過及び結果を記録させることができる。

- 2 議事録は、提出議案書及び報告案件書を添付して保存するものとする。
- 3 議事録は主たる事務所は理事会の日から10年間、備え置かなければならない。

(欠席理事への報告)

第15条 会長は、理事会に欠席した理事に対して議事の概要及び議決結果を記録した書面を理事会終了後速やかに送付するものとする。

第5章 役員の選任

(選任手続)

第16条 評議員会において選任された次期役員となるべき者は、就任承諾書を会長あてに提出しなければならない。

- 2 会長は、次期役員となるべき者が法令等で定める欠格事項に該当していないかを確認するため、事前に履歴書を徴するものとする。
- 3 会長は、前項の確認を行った後に、次期役員となるべき者に対し委嘱状を交付するものとする。

(中途退任)

第17条 役員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ会長に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充)

第18条 役員の欠員補充については、第16条の規定を準用する。

(役員名簿)

第19条 会長は、役員選任後速やかに役員名簿を作成し、これを保存しておかなければならない。

第6章 監事

(監査の実施)

第20条 監事は、監査を実施するときは、あらかじめ監査事項を定めておくものとする。

(監査報告書)

第21条 監事は、監査終了後、毎年定期的に監査報告書を作成し記名押印の上、理事会及び評議員会並びに志布志市に報告するものとする。

第7章 事務の専決

(事務の専決)

第22条 定款第27条の規定に基づき、会長が専決することのできる本会の業務については、

次に掲げるものとする。ただし、業務の範囲は別表に掲げるとおりとする。

- (1) 規程等の制定、改廃に関する事
 - (2) 職員の人事に関する事
 - (3) 職員の給与に関する事
 - (4) 職員の労務管理、福利厚生に関する事
 - (5) 債権の免除又は効力の変更に関する事
 - (6) 設備資金の借入に係る契約に関する事
 - (7) 契約に関する事
 - (8) 固定資産（基本財産を除く。）の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分に関する事
 - (9) 不用物品等の売却又は廃棄に関する事
 - (10) 予算上の予備費の支出に関する事
 - (11) 利用者の日常の処遇に関する事
 - (12) 寄附の受入れに関する事
 - (13) 本会に関する情報の開示に関する事
 - (14) その他の業務に関する事
- 2 前項に規定する業務の範囲には、本会諸規程において定める契約担当者に委任されるものを含むものとする。

（専決の報告）

第23条 会長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、速やかに文書又は口頭により理事会に報告しなければならない。

第8章 細則の変更

（変更等）

第24条 この細則を変更しようとするときは、理事会で決議する。

第9章 その他

（秘密の保持）

第25条 本会の評議員選任・解任委員会の委員、評議員、役員及び役員等であった者は、業務上知り得た情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。

附 則 この細則は、平成18年1月4日から施行する。
この細則は、平成19年4月1日から施行する。
この細則は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第 22 条関係）

業務の種類	業務の範囲								
1 規程等の制定、改廃に関する こと	規程（本会会員規程その他本会の業務に関する重要な事項で評議員会において必要と認めるものを除く。）、要綱、要領、規則、運用方針等の制定、改廃に関する事項。								
2 職員の人事に関すること	賞罰を除く事務局長及び職員の任免、人事。								
3 職員の給与に関すること	重要、異例に属するものを除く事項。								
4 職員の労務管理、福利厚生に 関すること	日常的事項。								
5 債権の免除又は効力の変更に 関すること	債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が本会に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、本会の運営に重大な影響があるものを除く。 なお、当該処分について会長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決する。								
6 設備資金の借入に係る契約に 関すること	予算の範囲内の事項。 なお、当該契約について会長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決する。								
7 契約に関すること	1 次に掲げるような軽微なもの。 (1) 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入 (2) 施設設備の保守管理、物品の修理等 (3) 緊急を要する物品の購入等 2 次に掲げる契約。ただし、本会の運営に重大な影響のあるものを除く。 (1) 売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が下表に掲げられた契約の種類に応じ定められた額を超えない場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約の種類</th><th>予定価格</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 工事又は製造の請負</td><td>250 万円</td></tr> <tr> <td>2 食料品・物品等の買入れ</td><td>160 万円</td></tr> <tr> <td>3 前各号に掲げるもの以外</td><td>100 万円</td></tr> </tbody> </table> (2) 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合 (3) 緊急の必要により競争入札に付することができない場合 (4) 競争入札に付することが不利と認められる場合 (5) 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合 (6) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合	契約の種類	予定価格	1 工事又は製造の請負	250 万円	2 食料品・物品等の買入れ	160 万円	3 前各号に掲げるもの以外	100 万円
契約の種類	予定価格								
1 工事又は製造の請負	250 万円								
2 食料品・物品等の買入れ	160 万円								
3 前各号に掲げるもの以外	100 万円								

	(7) 落札者が契約を締結しない場合 3 当該契約について会長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決する。
8 固定資産（基本財産を除く。）の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分に関する事	1 件 50 万円未満のもの。ただし、本会の運営に重大な影響がある固定資産を除く。 なお、当該取得等について会長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決する。
9 不用物品等の売却又は廃棄に関する事	損傷その他の理由により不用となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品であって 1 件の価格が 30 万円未満のもの。ただし、本会の運営に重大な影響がある固定資産を除く。 なお、当該売却等について会長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決する。
10 予算上の予備費の支出に関する事	予算に計上されたもの。
11 利用者の日常の処遇に関する事	日常的事項。
12 寄附の受入れに関する事	寄附金の募集に関する事を除く事項。ただし、本会の運営に重大な影響があるものを除く。
13 本会に関する情報の開示に関する事	定例的事項。ただし、本会の運営に重大な影響のあるものを除く。
14 その他の業務に関する事	1 予算の編成に係る事項。 2 事業報告書の作成、決算事務に関する事項。 3 予算の流用に関する事項。